

既存添加物の消除について

1. 背景

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号、平成15年8月29日施行）により、新たに食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定が追加され、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物並びにこれを含む製剤及び食品について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て既存添加物名簿から消除することができることとされた。

2. 既存添加物の販売等調査の実施について

既存添加物名簿には489品目が収載されており、厚生労働科学研究における添加物の生産量調査の結果等をもとに、消除予定添加物名簿の原案を作成したところ、販売等の実態の確認できない添加物として74品目あったことから、消除予定添加物名簿の公示に先立ち、これら添加物の販売等の実態についてあらかじめ調査を実施した。

- ①調査期間： 平成15年10月2日～平成15年12月26日
- ②調査対象： 添加物製造メーカー及び販売等を行う営業者
- ③申出方法： 販売等をしている既存添加物があれば申出書に記載のうえ厚生労働省に提出する。
- ④調査結果： 別紙1のとおり。

3. 今後の予定について

平成16年2月を目途に消除予定添加物名簿（別紙2）を公示し、法律の規定に従い販売等に供されていない既存添加物の消除の手続きを進めることとしている。（別紙3）

別紙1

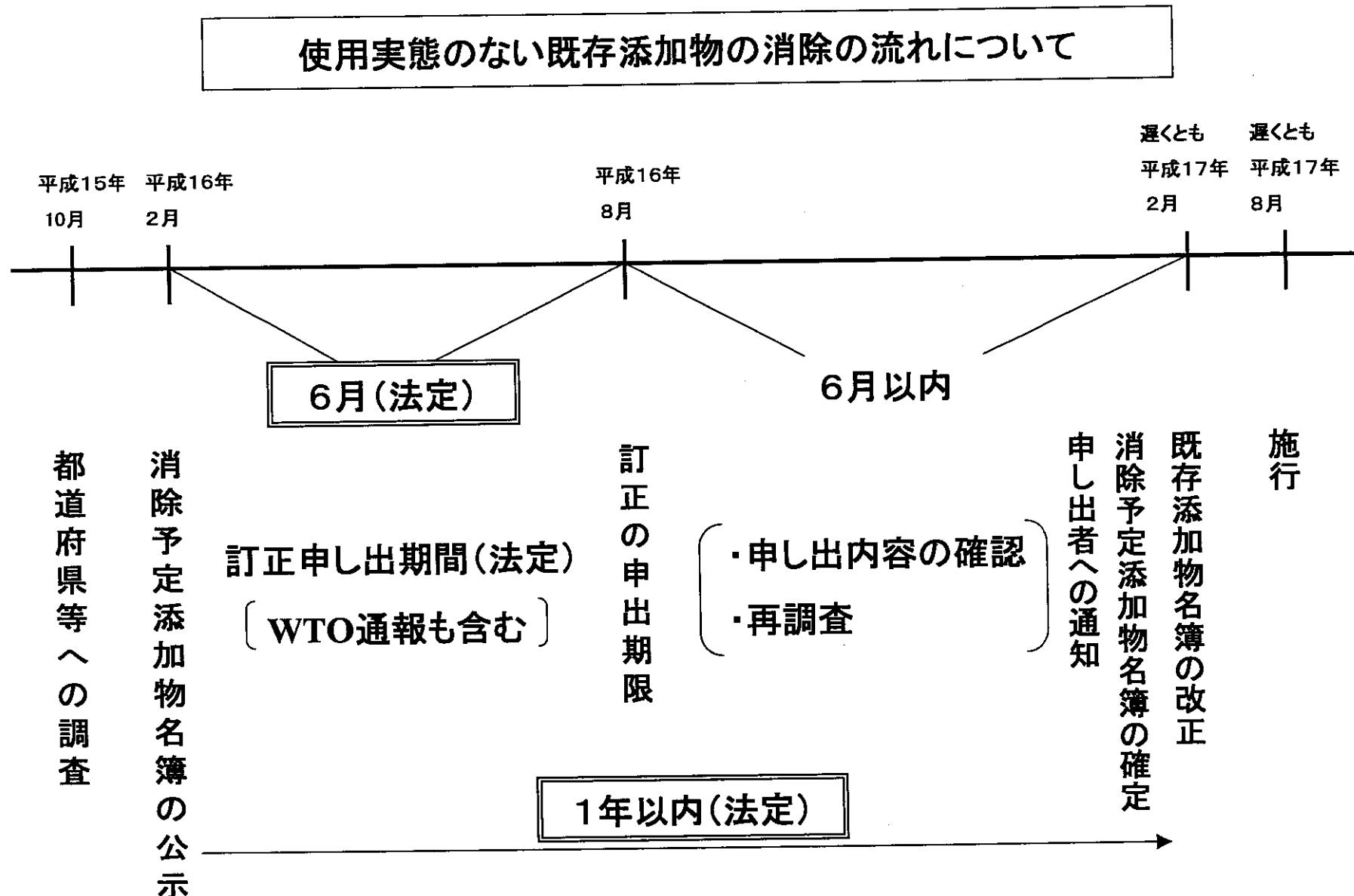
既存添加物販売等調査結果

既存添加物名簿番号	名 称	申し出数(延べ数)
1 7	アグロバクテリウムスクシノグリカン	1
2 41	イナワラ灰抽出物	1
3 43	イヌリン型ポリフラクタン	1
4 56	エラグ酸	2
5 71	オポバナックス樹脂	1
6 73	オリゴガラクチュロン酸	1
7 140	クリストバル石	2
8 159	クワ抽出物	7
9 169	酵素処理カンゾウ	3
10 188	ゴマ油不けん化物	2
11 202	サンダラック樹脂	1
12 225	スオウ色素	1
13 229	スーパーオキシドジスマターゼ	2
14 237	セサモリン	2
15 238	セサモール	1
16 241	セピオライト	1
17 242	セリ抽出物	1
18 269	チャ種子サポニン	1
19 277	テオプロミン	1
20 304	トレハロースホスホリラーゼ	7
21 360	フェリチン	4
22 367	ブドウ種子抽出物	27
23 370	フルクトシルトランスフェラーゼ処理ステビア	1
24 382	粉末モミガラ	8
25 388	ヘゴ・イチョウ抽出物	1
26 409	ホウセンカ抽出物	3
27 415	ホホバロウ	1
28 421	マスチック	2
29 426	マルトースホスホリラーゼ	1
30 433	ミルラ	1
31 437	ムラミダーゼ	1
32 443	モウソウチク炭抽出物	3
33 450	モミガラ抽出物	1
34 453	モンタンロウ	1
35 462	ラック色素	多数
36 480	レバン	1

別紙2

消除予定添加物名簿(案)

既存添加物名簿番号	名称	主な用途
1 002	アエロモナスガム	増粘安定剤
2 008	アクロモペプチダーゼ	酵素
3 040	イチジク葉抽出物	製造用剤
4 058	エルヴィニアミツエンシスガム	増粘安定剤
5 060	エンジュサボニン	乳化剤
6 062	エンテロバクターガム	増粘安定剤
7 063	エンテロバクターシマナスガム	増粘安定剤
8 064	エンドマルトヘキサオヒドロラーゼ	酵素
9 065	エンドマルトペンタオヒドロラーゼ	酵素
10 066	オウリキュウリロウ	ガムベース・光沢剤
11 067	オオムギ穀皮抽出物	乳化剤
12 079	カウリガム	ガムベース
13 133	クサギ色素	着色料
14 137	グッタカチュウ	ガムベース
15 162	ケイロウ	ガムベース・光沢剤
16 163	α-ケトグルタル酸(抽出物)	酸味料
17 166	コウジ酸	製造用剤
18 222	食用カンナ抽出物	酸化防止剤
19 284	テンリョウチャ抽出物	甘味料
20 306	ナイセリアベリー抽出物	甘味料
21 319	ニトリラーゼ	酵素
22 323	ノイラミニダーゼ	酵素
23 324	ノルジヒドログアヤレチック酸	酸化防止剤
24 328	ハチク抽出物	製造用剤
25 335	バラタ	ガムベース
26 343	ビートサボニン	乳化剤
27 346	ビーナッツ色素	着色料
28 350	氷核菌細胞質液	製造用剤
29 352	ビンロウジュ抽出物	製造用剤
30 354	ファー・バルサム	ガムベース
31 363	L-フコース	甘味料
32 410	ホオノキ抽出物	保存料
33 416	ボラベット	苦味料等
34 422	マダケ抽出物	製造用剤
35 429	ミカン種子抽出物	製造用剤
36 432	ミラクルフルーツ抽出物	甘味料
37 458	油糧種子ロウ	ガムベース・光沢剤
38 482	レンギョウ抽出物	保存料



参考 3

関連法令（抜粋）

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十五号)

附則

第二条の二 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該添加物の名称を既存添加物名簿から消除することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物の名称を当該既存添加物名簿から消除しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。
- 3 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による消除を行った既存添加物名簿を遅滞なく公示しなければならない。

第二条の三 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表(以下「消除予定添加物名簿」という。)を作成することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により消除予定添加物名簿を作成したときは、これを公示しなければならない。
- 3 何人も、前項の規定により公示された消除予定添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができる。
- 4 厚生労働大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を消除予定添加物名簿に追加し、又は消除予定添加物名簿から消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の公示の日から一年以内に、同項の規定により公示した消除予定添加物名簿(前項の規定による追加又は消除を行った場合にあっては、その追加又は消除を行った消除予定添加物名簿)に記載されている添加物の名称を既存添加物名簿から消除するとともに、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

消除予定添加物名簿に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百三十三号)

第一条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第一百一号。以下「法」という。)附則第二条の三第二項及び第五項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

第二条 法附則第二条の三第三項の規定による申出をしようとする者は、厚生労働大臣に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)
 - 二 申出に係る添加物の名称
 - 三 申出の趣旨
- 2 前項の申出が法附則第二条の三第二項の規定により公示された消除予定添加物名簿からその申出に係る添加物の名称を消除すべき旨の訂正を内容とするときは、前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申出に係る添加物又はこれを含む製剤若しくは食品を法附則第二条の三第二項の公示の際現に販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列している者の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)
 - 二 申出に係る添加物又はこれを含む製剤若しくは食品が、法附則第二条の三第二項の公示の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されていることを証明するに足りる書類
- 3 第一項の申出が法附則第二条の三第二項の規定により公示された消除予定添加物名簿にその申出に係る添加物の名称を追加すべき旨の訂正を内容とするときは、第一項の申出書には、申出に係る添加物が次の各号のいずれにも該当するものでないことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。
- 一 申出に係る添加物が法附則第二条の三第二項の公示の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されていたものであること。
 - 二 当該添加物を含む製剤又は食品が法附則第二条の三第二項の公示の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されていたものであること。